

弁護士費用の種類

1		弁護士報酬		
	①	法律相談料	ご依頼者に対して行う法律相談の対価です。	40分以内5000円 (税別)
	②	着手金	事件または法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功のいかんに関わらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価です。	報酬基準表のとおりです
	③	報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価です。	報酬基準表のとおりです
	④	手数料	原則として一回程度の手続き又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。	報酬基準表のとおりです
	⑤	日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く)の対価です。	報酬基準表のとおりです
⑥	月額報酬制	1月あたりの委任事務処理単価を決めて、弁護士報酬とする制度です。	毎月の作業量に応じて契約します	
2		実費	裁判費用・通信費・謄写料・交通費・宿泊費・保証金・保管金・供託金その他委任事務処理に要する費用です。	全額ご負担いただきます
		(注)	報酬とは別に実費をお支払いいただきます。事件受任の際、見込み実費をいただきます。この金額は精算いたしません。不足となった場合には追加見込み実費を頂きます。	

手数料基準表

1 裁判上の手数料		実費(税別)	手数料(税別)	
①	公示催告	10,000	5万円～10万円	
②	倒産整理事件の債権届	10,000	5万円～10万円	
2 裁判外の手数料				
①	契約書類などの作成	10,000	経済的利益の1%を標準:最低額5万円 ※公正証書にする場合は3万円を加算 ※特に複雑又は特殊な事情がある場合50%の限度で加算	
②	内容証明郵便作成	5,000	3万円	
③	遺言書作成			
	定型的なもの	10,000	10万	
	非定型なもの	10,000	10万円～50万円	
	危急時遺言作成～ 検認手続	10,000	30万円	
④	遺言執行	10,000	経済的利益の2%+24万円(最低30万円) 特に複雑又は特殊な事情がある場合又は遺言執行に裁判手続を要する場合は別途協議により定める。	
⑤	簡易な自賠償請求	10,000	着手金5万円 報酬金は給付金額の2%	
⑥	任意後見及び財産管理・身上監護			
	ア	任意後見契約作成	10,000	遺言書作成に準ずる。
	イ	財産管理事務処理費用(収益事務なし+身上監護なし)		収益不動産の管理、身上監護その他の継続的事務処理を要しない場合:月額5000円を標準
	ウ	財産管理事務処理費用(収益事務又は身上監護事務あり)		収益不動産の管理、身上監護その他の継続的事務処理を要する場合:月額3万円～5万円を標準
	エ	訪問面談費用		上記1・2に加えて、法律相談料と同額(交通費別途)
	オ	見守り		月1回の訪問:月1万円 電話対応のみ:月5000円 緊急時対応:3時間までは6000円 3時間を超える部分は2000円/時間
⑦		在留資格申請・特別在留許可申請	10,000	10万円
⑧		告訴状・告発状作成	10,000	着手金30万円～50万円 報酬金は着手金と同額(受理された場合)
3 その他報酬				
①		顧問料		月額5000円以上(別表による)
②		日当		半日:2万円～4万円、1日:4万円～10万円

負債整理報酬基準

		実費(税別)	着手金(税別)	成功報酬(税別)
1	個人自己破産事件	35,000	債権者10名以下かつ負債100万円未満:20万円(※1)	免責に特別な対応を要して免責決定を受けた場合:着手金の半額
			債権者11名から20名かつ負債1000万円未満:25万円(※1)	
			債権者21名以上または負債総額1000万円以上:30万円(※1)	
2	個人任意整理	30,000	債権者1名につき2万円:最低額5万円	減額された金額の1割+回収した金額の2割を原則とする
3	個人再生申立事件	50,000	債権者10名以下:30万円(※1)	特別な対応をして認可決定が確定した場合、着手金の半額
			債権者11名以上:35万円(※1)	
			※住宅ローン特別条項を定める場合、5万円を加算	
4	事業者(法人)破産事件	50,000 別途予納金が必要です	負債総額の0.5%を標準:最低額40万円(※2)	特別な対応をして認可決定が確定した場合、着手金の半額
5	事業者民事再生事件	70,000 別途予納金が必要です	負債総額の1%を標準:最低額60万円(※2) 認可決定後、月額報酬を加算する。	再生計画案認可決定が確定した場合、着手金と同額

※1 同居の夫婦(内縁含む)又は同居の親子について、実費及び着手金の合計額から2割控除する。  
 ※2 特に処理が困難なものは、50%の限度で加算する。

刑事少年報酬基準表		実費(税別)	着手金(税別)	成功報酬(税別)
1 刑事事件				
1 起訴前に受任して弁護する場合(起訴後も引き続き弁護します)				
1	自白事件その他事案 簡明な事件	35,000	300,000円を標準	不起訴:着手金と同額 略式命令(罰金):着手金の半額
2	否認事件、裁判員裁判 対象事件その他事案 複雑な事件	35,000	500,000円以上	起訴後弁護の報酬は2と同じ基準です。
2 起訴後から受任して弁護する場合				
1	自白事件その他事案 簡明な事件	35,000	200,000円を標準	執行猶予:着手金の半額 求刑された刑が軽減された場合:着手金の半額以内
2	否認事件、裁判員裁判 対象事件その他事案 複雑な事件	35,000	300,000円以上 500,000円以下	無罪:着手金と同額以上(最低500,000円) 検察官上訴が棄却された場合:着手金の半額 その他は上記2-1同様
3	再審事件	35,000	200,000円以上 500,000円以下	着手金と同額
4 付随手続				
1	保釈	10,000	50,000円を標準	100,000円を標準
2	勾留の執行停止	10,000	50,000円を標準	100,000円を標準
3	抗告	10,000	50,000円を標準	100,000円を標準
4	即時抗告	10,000	50,000円を標準	100,000円を標準
5	特別抗告	10,000	50,000円を標準	100,000円を標準
6	勾留理由開示	10,000	50,000円を標準	100,000円を標準
2 少年事件				
1 家庭裁判所送致前(被疑者段階)(送致後は別途必要です)				
1	自白事件その他事案 簡明な事件		200,000円を標準	
2	否認事件その他事案 複雑な事件		300,000円以上 500,000円以下	
2 家庭裁判所送致後(送致前とは別途になります)				
1	自白事件その他事案 簡明な事件		200,000円を標準	非行事実なしに基づく審判不開始ないし 不処分:着手金と同額
2	否認事件その他事案 複雑な事件		300,000円以上 500,000円以下	その他保護観察等:着手金の半額
※公判期日・公判前整理手続期日・打合せ期日など裁判所で行われる期日に参加した場合、別途日当を請求する。				

民事家事報酬基準表 平成30年1月改訂

1 金銭事件(訴訟)		訴額	実費(税別)	着手金(税別)	成功報酬(税別)
(ア)	交通事故、その他の損害賠償請求、金銭請求事件(少額訴訟を含む)	～50万円未満	25,000	100,000	1. 現実に入手した金銭の15%又は着手金と同額の高い方を基準とする。 2. 当面取り立てができない事件は10万円を基準とし、出廷回数に金1万円を乗じた額をこれに加算する。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金1万円を乗じた額をこれに加算する。ただし、請求排除額の15%を超えないものとする。
		50万円以上100万円未満	35,000	135,000	
		100万円以上200万円未満	35,000	180,000	
		200万円以上300万円未満	35,000	225,000	
		300万円以上500万円未満	35,000	250,000	
		500万円以上	35,000	訴額の5%を標準	
		特に処理が困難なもの		50%の限度で加算	
(イ)	手形訴訟	上記(ア)の2分の1			
2 不動産・動産事件(訴訟)					
(ア)	所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家	～50万円未満	25,000	100,000	1. 金銭事件に準ずる。但し、現実に入手した金額ではなく、受けた利益を基準とし、その額は固定資産税評価額で算出する。
		50万円以上100万円未満	35,000	135,000	
		100万円以上200万円未満	35,000	180,000	
		200万円以上300万円未満	35,000	225,000	
		300万円以上500万円未満	35,000	250,000	
		500万円以上	35,000	訴額の5%を標準	
		特に処理が困難なもの		50%の限度で加算	
(イ)	借地非訟事件		25,000	150,000～225,000	1. 不動産事件に準ずる。但し、着手金額を最低額とする。
(ウ)	境界事件・筆界特定事件		35,000	300,000～500,000	1. 不動産事件に準ずる。但し、着手金額を最低額とする。
3 離婚事件					
	離婚等請求事件				1. 金銭請求を伴わない場合、12万円を基準とし、出廷回数に1万円を乗じた額を加算する。 2. 現実に入手した金銭及び扶養料の2年分の15%を基準とする。但し、上記1を下限とする。
		示談交渉	35,000	金銭事件に準ずる	
	離婚訴訟	離婚調停	35,000	210,000	
		金銭請求を伴わない場合	35,000	300,000	
		1000万円未満	35,000	300,000～500,000	
		1000万円以上	35,000	訴額の5%を標準	
特に処理が困難なもの		50%の限度で加算			
その他家事事件(訴訟等)					
	認知請求・婚姻無効等	公示送達事件	35,000	120,000	1. 8万円を基準とする。
		金銭請求を伴わない場合	35,000	300,000	2. 12万円を基準とし、出廷回数に1万円を乗じた額を加算する。
		1000万円未満	35,000	300,000～500,000	3. 現実に入手した金銭及び扶養料の2年分の15%を基準とする。但し、上記2を下限とする。
		1000万円以上	35,000	訴額の5%を標準	
		特に処理が困難なもの		50%の限度で加算	
	遺産分割事件		35,000	金銭事件に準ずる・訴額の算定は目的物の価額の1/3を基準とする	1. 金銭事件及び不動産事件に準ずる。

4	行政事件			1. 金銭事件及び不動産事件に準ずる。
			35,000 200,000～1,000,000	
		特に処理が困難なもの		50%の限度で加算
5	保全事件			
		仮差押・仮処分	35,000	金銭事件の7割相当額を基準とする。但し、最低額は20万円とする。
6	その他			
①	強制執行事件			
		強制執行単独の場合	25,000	100,000～140,000
		関連事件の執行対象が不動産の場合	25,000	75,000～140,000
		関連事件の執行対象が債権・動産の場合	25,000	60,000～120,000
②	財産開示手続			25,000 50,000～75,000
③	執行停止事件			15,000 100,000～140,000
④	民事調停事件			35,000 金銭事件の7割相当額を基準とする。但し、最低額は10万円とする。
⑤	家事調停事件			35,000 金銭事件の7割相当額を基準とする。但し、最低額は20万円とする。
⑥	家事審判(甲)事件			
		成年後見等を除く家事審判(甲)事件	25,000	100,000～200,000
		成年後見人等申立事件	25,000	100,000
⑦	労働審判事件			35,000 160,000～300,000
⑧	保護命令事件			
		口頭弁論又は審尋がある場合	35,000	240,000
		口頭弁論又は審尋がない場合	25,000	100,000
⑨	証拠保全事件			25,000 100,000～150,000
⑩	被告・控訴事件			25,000 金銭事件～行政事件に準ずる
⑪	涉外事件			100,000 金銭事件～家事事件に準ずる
⑫	控訴事件			35,000 金銭事件～行政事件に準ずる
⑬	示談交渉事件			35,000 金銭事件に準ずる
⑭	支払督促			10,000 50,000
⑮	損害賠償命令事件			25,000 160,000～300,000
⑯	ADR申立事件			25,000 100,000～225,000
⑰	行政不服申立事件			25,000 100,000～225,000
⑱	ハーグ条約事件			
		子の返還事件・面会交流事件	100,000	400,000～800,000
		出国禁止命令事件・保全事件・強制執行事件	50,000	100,000～150,000